京都大学フィールド科学教育研究センター瀬戸臨海実験所図書利用内規

（平成１５年１２月２５日センター長裁定）
（平成１９年１１月２１日センター長裁定）
（平成２４年７月１１日センター長裁定）
（令和４年７月１３日センター長裁定）
（令和７年３月１２日センター長裁定）

（通則）

第１条　京都大学フィールド科学教育研究センター瀬戸臨海実験所（以下「実験所」という。）の図書の利用については、この内規において定める。

（利用時間）

第２条　実験所図書の利用は、平日の次の時間内に行うものとする。

火曜日　９：００～１２：００　１３：００～１６：００
水曜日　１３：００～１６：００

（利用者）

第３条　実験所の図書を利用できる者は次に掲げる者とする。

（１）　実験所職員及び実験所所属の学生
（２）　京都大学のその他の教職員及び学生
（３）　学外者

（閲覧手続）

第４条　実験所の図書を閲覧する場合は、次に掲げる手続きを行う。

（１）　前条第１号に掲げる者は、閲覧室及び書庫に自由に入室できる。
（２）　前条第２号及び第３号に掲げる者は、図書室に備付けの利用票に所属・氏名を記帳又は実験所利用申込書を提出することにより閲覧室及び書庫を利用できる。

（閲覧制限）

第５条　次の各号に掲げる場合は、閲覧を制限することができる。

（１）　図書に「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）」（以下「情報公開法」という。）第５条第１号、第２号及び第４号イに掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分。
（２）　図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第５条第２号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間。
（３）　図書の原本を利用させることにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は実験所において当該原本が現に使用されている場合。

（貸出）

第６条　第３条第１号及び第２号に掲げる者のみ、所定の手続きの上、単行本のみ貸出を受けることが出来る。

（貸出冊数及び貸出期間）

第７条　図書貸出冊数並びにその期間は次のとおりとする。

（１）　第３条第１号に該当する者　　３０冊以内　１ヵ年以内
（２）　同第２号に該当する者　　３冊以内　１ヶ月以内

（貸出の制限）

第８条　貸出中の図書は臨時に返納させることがある。

（図書の事故）

第９条　貸出中の図書を紛失・汚損した時は弁償せしめ、さらに閲覧・貸出を停止することがある。

（目録及び図書利用内規の開示）

第１０条　図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及びこの内規を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

（規則違反）

第１１条　この内規に違反した者には、一定期間の利用制限をすることがある。

（個人情報漏えい防止のために必要な措置）

第１２条　図書室は、図書に個人情報（京都大学における個人情報の保護に関する規程（平成１７年達示第１号）第２条第１項に規定するものをいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために次の各号に掲げる措置を講じることがある。

（１）　施錠可能な設備への別置等物理的な接触の制限

（２）　その他当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

（雑則）

第１３条　この内規に定めるもののほか、京都大学フィールド科学教育研究センター森林系図書の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この内規は、平成１９年１２月１日から施行する。

附 則

この内規は、平成２４年７月１１日から施行する。

附 則

この内規は、令和４年７月１３日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この内規は、令和７年４月１日から施行する。